

## 南丹市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(中間案)に関するご意見の概要とご意見への考え方

No.	該当箇所(原文等)	ご意見・修正案(修正文等)	考え方・反映結果等
1	全体を通して、「障害(者)」と「障がい(者)」と2つの記載について	全体を通して「障害(者)」と「障がい(者)」と2つの記載があるが使い分けがされているのか？理由があるのならその考え方が伝わるとよい。	「障がい」表記基準についての考え方を冊子内に記載します。 <u>※記載箇所は目次の次項</u>
2	全体を通して、「等」と「など」の記載について	全体を通して、「等」と「など」の記載方法を統一してはどうか。	記載方法については「等」で統一します。なお、一部、アンケートの設問や選択肢で「など」となっている部分は、アンケート調査内容との整合性を図るため、そのままの表記とします。
3	P13 (4) (1)2 番目の●「障害種別」	「障害種別」というより「障害の程度」の方がよいのではないかと。	「障害の程度」が表現としては適切と思われるので、 <u>P13(4) (1)2 番目の●「障害種別」を「障害の程度」に修正します。</u>
4	P21 「出来ない」と「できる」の記載について	「出来ない」を「できない」に統一してはどうか。	<u>P21の1番目の○の2行目の「出来ない」を「できない」に修正します。</u>
5	P29(5)障がい児支援の提供体制の整備等にかかわって	国が挙げている目標を、本市では第5期で目標達成できているので素晴らしいと思うが、第6期でもそのままの目標の継続でよいのか。P21の(4)関係団体アンケート調査からみた課題のところに、不足している事業・サービスとしていくつか挙げられているので、そのことを考慮して市として新たに目標設定して取り組む計画はあるか。	南丹市の提供体制の整備等については、人口規模、財政力などから総合的に判断する中で、市単独ではなく、南丹圏域内の2市1町で検討及び整備を進めることとしています。また、障害福祉サービスにかかる事業・サービスについては実態に応じた中で必要性について検討を行ないながら、必要量の確保を図っていきたいと考えます。
6	P34 短期入所(福祉型・医療型)について	介護者が病気等で介護できなくなった時の制度があることはいいことだと思う。これは子どもにもあてはめて考えてもよいのか？コロナに感染した時などさまざまなことを想定しておくことも必要であると考える。	緊急時に関しては、関係機関で協議しながら障害福祉サービスが必要となった場合、短期入所等を利用していくことが考えられます。ただし、本人の状況などから様々な社会資源を模索し、事前に検討や体験をしておくことが大切だと考えます。また、障がい児者に限らず、普段から家庭や関係者で

No.	該当箇所(原文等)	ご意見・修正案(修正文等)	考え方・反映結果等
			<p>事前に様々なことを想定して検討することで、本人の負担も少なく対応ができるのではないかと考えます。なお、新型コロナウイルス感染症の対応や対策については、本市の「南丹市新型コロナウイルス等対策行動計画」を始め、国・府の対応状況及び指導・助言、関連通知等を踏まえ、対応や対策を講じることとしています。今後も、新型コロナウイルスのみならず、インフルエンザやノロウイルス等の感染症に対する備えと対応については各関係機関と連携を図りながら進めていきます。</p>
7	P56 障害児通所支援「サービスの種類と内容」について	<p>上記No.6 と関連するが、保護者の病気等で育児が厳しくなった時に受けられるサービスを提供する制度はあるのか？また、今後提供していこうとする考えはあるか？</p>	<p>障害児通所支援については、記載している6つのサービスになります。なお、障がい児であっても関係機関で協議しながら障害福祉サービスが必要となった場合、短期入所等を利用していくことが考えられます。今後も、関係機関と連携を図りながら対応を進めていきます。</p>
8	雇用・就労支援について	<p>雇用・就労への支援の必要性が高いのに、就労を継続させたり働く場所を確保したりするためにどうするかわかりにくい。また、軽度知的障害や精神障害の方をどう支援するのかもわかりにくい。</p>	<p>雇用・就労支援については、基本計画である障害者計画の（「2 働く場や生きがいの創出のために」の基本施策「(1) 雇用・就労の支援」(P36～)）に記載しています。今回のご意見については、障害者計画の見直し時に検討していきます。</p>
9	P36 見込み量、数値目標について	<p>自立生活訓練、短期入所の令和3年度の数値設定が元年度実績より減少している。コメントでは維持となっているので矛盾する。</p>	<p>該当箇所の「令和3年度以降～」と明記している部分は、令和3～5年度における数値の変化に関する部分のみを表現した文章として記載しています。ついては、分かりやすい表現とするため、文章の修正を行います。※該当ページを参照下さい。なお、令和3～5年度の見込量については、令和2年度の実績も含めて算出しているため、令和元年度の実績よりも数値が小さくなる可能性があります。</p>
10	P57 見込み量、数値目標について	<p>児童発達支援の数値設定がコメントと矛盾する。</p>	

No.	該当箇所(原文等)	ご意見・修正案(修正文等)	考え方・反映結果等
11	P54 サービス名の統一	「障害者訪問入浴サービス」の表記の統一が必要。「障害者」が不要ではないか。	P54【見込量】のサービス名欄の「障害者訪問入浴サービス事業」を「訪問入浴サービス事業」に修正します。
12	P41 成年後見制度利用支援事業のサービス内容について	申し立てや後見人報酬の費用助成も可能です。追記をしてください。	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」は後見制度の利用について必要な経費を補助する制度になります。ついては、P41【サービスの種類と内容】のサービスの内容欄について「障がいのある人に、成年後見制度の利用に要する費用のうち、制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の経費の全て、又は一部の補助を行います。」に修正します。
13	P42 【確保方策】1つ目の○  2つ目の○	①「権利擁護・成年後見センター」もそのような機能役割があるのではないか。加えてもよいのでは。  ②連携機関には、権利擁護・成年後見センターだけでなく「社会福祉協議会」も明記してください。  ③市が養成した市民後見人人材を養成したことを市民に周知することが必要。養成した市民人材に対しても「活用をしていく姿勢」を示すこと。	①記載する内容はサービスの概要説明に留めているため、地域自立支援協議会等と記載しています。なお、相談支援体制については様々な機関と連携を図りながら充実を図っており、基本計画である障害者計画のP45に「相談支援体制図」を掲載していますので、今回のご意見については、障害者計画の見直し時に検討していきます。  ②P42【確保方策】の2つ目の○「南丹市権利擁護・成年後見センター等」を「南丹市権利擁護・成年後見センター及び南丹市社会福祉協議会等」に修正します。  ③成年後見制度の利用促進については、本計画の上位計画である「第3期南丹市地域福祉計画（P85①-4 権利擁護機能の強化）」との整合性を図りながら、成年後見制度の利用を必要とする方（認知症や障がいによって判断能力に不安がある方）が適切に制度の利用ができるよう、その支援体制を整えることを目指しています。市民後見人は様々な支援形態の一つとして大切な地域資源ではありますが、障害者計画では市民

No.	該当箇所(原文等)	ご意見・修正案(修正文等)	考え方・反映結果等
			後見人のみを取り上げて記載するのではなく、P46(3)権利擁護体制の充実の中の【取り組みの方向性】に含み進めます。
14	P61 10行目	「等」とは何ですか。 「定期的に」というあいまいな言葉ではなく、「年度ごと」にしてください。	計画の進捗管理や評価については、毎年度、地域自立支援協議会で行なっていただくことを想定していますが、その他の関係機関に対しても、定期的に意見を聞く場を設けることがあるため、「等」及び「定期的」という表現をしています。
15	P62 連携体制フロー図	「権利擁護・成年後見センター」や「社会福祉協議会」も図に加えて下さい。	「権利擁護・成年後見センター」や「社会福祉協議会」については、障害者施策に関わらず、福祉全般に大きく関わるものですので、連携体制については他計画との整合性を図りながら、障害者計画の見直し時に検討していきます。